

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年1月31日
【届出者の氏名又は名称】	太陽鋳工株式会社
【届出者の住所又は所在地】	神戸市中央区磯辺通一丁目1番39号
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区磯辺通一丁目1番39号
【電話番号】	078(231)3700
【事務連絡者氏名】	経理部 次長 渡辺 泰次
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	太陽鋳工株式会社 (神戸市中央区磯辺通一丁目1番39号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、太陽鋳工株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、東邦金属株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

第 1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

東邦金属株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)726,700株(所有割合(注1)31.35%)を所有しており、対象者の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当します。

(注1) 「所有割合」とは、対象者が2024年1月30日に公表した「2024年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」(以下「対象者第3四半期決算短信」といいます。)に記載された2023年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(2,338,001株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(19,911株)を控除した株式数(2,318,090株)に占める割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下、所有割合の記載について同じです。

この度、公開買付者は、2024年1月30日付で会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第370条及び公開買付者定款第26条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、対象者株式の全て(但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とするための取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

公開買付者は、対象者の完全子会社化を企図しているため、本公開買付けにおいて、818,700株(所有割合35.32%)を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て(但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを目的としているため、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(818,700株)は、対象者第3四半期決算短信に記載された2023年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(2,338,001株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(19,911株)を控除した株式数(2,318,090株)に係る議決権数(23,180個)の3分の2以上となる議決権数(15,454個、小数点以下切り上げ)から、本書提出日現在において公開買付者が所有する対象者株式数(726,700株)に係る議決権の数(7,267個)を控除し、対象者の単元株式数である100株を乗じた数としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているところ、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の株式併合の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引を着実に遂行すべく、本公開買付け成立後に公開買付者が対象者の総株主の議決権の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て(但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を実施することを予定しております。

また、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「届出日以後に借入れを予定している資金」に記載のとおり、本公開買付けに係る決済等に要する資金を、株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といいます。)からの借入れ(以下「本銀行融資」といいます。)により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに本銀行融資を受けることを予定しております。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、三井住友銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされております。

なお、対象者が2024年1月30日に公表した「太陽鋳工株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2024年1月30日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。上記の対象者取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明及び対象者が公表した情報に基づくものです。

公開買付者は、明治から大正時代の総合商社である鈴木商店の子会社として1919年10月に設立された太陽曹達株式会社を起源とし、1939年9月には太陽産業株式会社と商号変更、その後1945年8月の第二次世界大戦の終結による直営鋳山の休山、戦後の財閥解体、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の制定による関係会社の保有株式の処分を行った上での解散を経て、1949年3月に企業再建整備法に基づき太陽産業株式会社の資産を引き継ぐ形で太陽鋳工株式会社が設立されました。その後、2004年10月には同じく鈴木商店を起源とする新日本金属化学株式会社と合併し、現在に至ります。

公開買付者は、本書提出日現在、公開買付者並びにその子会社6社で構成され、ライフサイエンス、IT、環境、エネルギーなどの分野において、モリブデン、バナジウム、ジルコニウムなどのレアメタルやセラミック原料の開発・製造、鉄鋼用合金鉄、化学工業用薬品、希土類等の製造・販売を通じて、安全で快適な社会の実現に貢献すべく事業活動を行っており、特にモリブデン、バナジウムの取扱量は業界トップクラスのシェアを有していると自負しております。

公開買付者は、「独創的な自主技術開発を基に顧客の要望に応える製品供給を使命とし、環境の調和と安全の確保を責務として豊かな社会の実現に努める」を企業理念とし、レアメタルやレアアースを中心に鉄鋼、化成品、ガラス、航空等の幅広い業界のお客様のニーズに応える素材を提供するメーカーです。中でも鉄鋼用及び化成品用モリブデンの精練、鉄鋼用及び化成品用バナジウムの精練、その他ニオブなどの精練を主力事業として手掛けており、主力商材であるモリブデンやバナジウムは、主に鉄鋼用添加剤としての用途として用いられ、熱に対する強さや変形しにくい性質を鉄に持たせることで自動車用薄板や航空機用特殊複合材、ビル建設資材、電子部品、原子炉、ターボエンジンのタービン、橋梁、パイプラインなど高機能かつ高品質が求められる産業分野で使用され、石油精製時の脱硫触媒(注1)、化学用添加剤としても幅広く利用されております。

(注1) 「脱硫触媒」とは、重油などの燃料や排煙から硫黄分を除去する触媒をいいます。

一方、対象者は、解散した旧 日本冶金株式会社(1918年に鈴木商店の非鉄金属事業として設立、1949年解散)の関係者を中心として、1950年2月に設立され、タングステンをを用いた電気接点の製造販売を開始したとのことです。対象者の発行する株式については、1964年10月に証券会員制法人大阪証券取引所市場第二部に上場した後、2013年7月に株式会社大阪証券取引所と東京証券取引所の市場が統合されたことに伴い、東京証券取引所市場第二部に上場となり、現在は、2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所市場第二部からスタンダード市場へ移行しているとのことです。対象者は、本書提出日現在、子会社及び関連会社を有さず、タングステン、モリブデン及びその他の合金の製造販売を行う電気・電子事業、削岩等に用いられる各種ビット及び超硬合金チップの製造販売を行う超硬合金事業を営んでいるとのことです。また、対象者は、「顧客へ魅力のある製品を提供することで、継続的な成長と社会に貢献できる企業『継続的な成長』を軸に健全な社会を実現する企業を目指す。」、「対象者の独自技術(商品開発技術、製造技術、管理技術)の確立を通して、競争力のある体質基盤を築く。」、「外部環境、市場ニーズの変化に迅速且つ的確に対応できる人を育成し『スピード感のある経営』を目指す。」、「ステークホルダー、地球環境、コンプライアンス、もの造りを重視し信頼される企業として発展する。」という経営理念に基づいて、お客様の要望する製品を一貫製造し提供できる国内唯一の会社を目指し、タングステン、モリブデン製品を中心とする安定的な成長を追求してきたとのことです。

そして、対象者は、市場における安定基盤を作り、適正な利益を確保するため、2017年4月から開始した2026年度までの中期経営計画「REVIVE2026 ~復活東邦に向けて~」を達成し、ROE(自己資本利益率)8%以上を安定的に確保すべく、様々な施策に取り組んでいるとのことです。具体的には、「引き合い事案を確実に取り込む」を合言葉に、()顧客の要求にこたえる高品質・安定供給の追求、()製造販売体制の機能の強化、()ステークホルダーへの説明責任の貫徹に重点的に取り組んできたとのことです。

上記中期経営計画は2022年5月12日に公表しており、2022年度は、目標値としていた売上高、営業利益(4,700百万円、110百万円)をそれぞれ約3.6%、約129%上回る水準を達成し、ROEは8.9%と目標とする8%を上回り、PBR(株価純資産倍率)も1.19倍と目標とする1倍を上回る水準を達成したとのことです。また、上記の各種取組みについては、顧客への適正な価格での安定供給、製造・販売・技術が一体となった体制の整備、中期経営計画や技術開発状況の公表を通じてのステークホルダーへの説明等を実現しているとのことです。

対象者と公開買付者の資本関係としては、公開買付者は、対象者が証券会員制法人大阪証券取引所に上場した1964年10月時点で対象者株式3,679,000株(当時の対象者の発行済株式総数対比61.32%)を所有し、その後、1965年3月時点で3,079,000株(当時の対象者の発行済株式総数対比51.32%)に減少したものの、1965年3月から2017年3月までに対象者が実施した増資による株式引き受けにより、2017年3月時点で7,046,250株(当時の対象者の発行済株式総数対比30.14%)を所有するに至りました。そして、2017年10月1日を効力発生日として実施した10株を1株とする株式併合により対象者株式は704,625株となり、その後10,000株を追加取得した結果、公開買付者が所有する対象者株式は714,625株(当時の対象者の発行済株式総数対比30.56%)となり、2020年3月に公開買付者が市場外の相対取引により対象者株式12,075株を取得したことにより726,700株(当時の対象者の発行済株式総数対比31.08%)に増加し、現在に至っております。

公開買付者は、1954年の対象者への出資を契機とし、同じ鈴木商店を起源に持つ企業同士として、公開買付者から対象者に対する経営実務に精通した人材の派遣や、対象者へのモリブデン原材料の販売を行う等、ともにレアメタルを扱う関連会社として、長年にわたり経営面及びビジネス面の両面において相互に事業の発展を支え合ってきました。

公開買付者としては、対象者の主要販売先である家電、産業用電気設備及び通信設備・機器に関する市場の特徴として、製品技術の急速な進展や、顧客ニーズの変化に応じた頻繁な新製品の開発・導入等、製品の改廃が極めて短期間に集中的に進展する点が挙げられると認識しております。今後もこれら新製品開発・市場投入のタイミングを逸失することなく変化に対して迅速に対応していくためには、環境の変化を的確に把握することが重要と考えており、対象者単独ではなく、公開買付者と対象者がより密に連携し、情報源の複数化や営業部内の情報共有を進め、顧客ニーズへの対応力を強化することで、リスク低減に努める必要があると認識しております。また、対象者の中長期的な事業成長のためには、事業環境の動きに応じた経営を念頭に、経営資源の効果的投入を図っていくこと、及び市場や顧客ニーズに合致した製品開発に資すると判断される場合等には大胆な経営資源を投下していくことが求められると認識しており、今後も公開買付者及び対象者が一体となり、双方の企業価値向上のために相互の協力関係を更に深化させることが不可欠であると考えておりました。公開買付者としては、公開買付者と対象者の一体的な連携強化を行うことは、両社のユーザーからのニーズの迅速な共有や的確な対応を可能とし、お互いのノウハウや技術の組み合わせによる競争力のある製品開発に取り組める体制の構築ができると考えております。更には購買分野における一括購入による原価低減等、スケールメリットの追求を行うことは両社の企業価値向上に資するものと考えております。一方で、現時点において対象者には公開買付者以外の一般株主も存在するため、対象者の上場会社としての独立性や対象者の少数株主に対する利益への配慮という観点から、公開買付者と対象者の間の連携策を推進するに際しては対象者において慎重な検討を履践することが必要となる等、対象者株式の上場を維持したままでの迅速かつ機動的な連携強化には一定の制約があると感じておりました。

更に、公開買付者においては、2020年2月に東京証券取引所が新市場区分の概要等の公表を行った頃から対象者の上場維持基準の適合性に関する課題認識を強めるようになり、2021年6月30日の移行基準日時点で対象者がスタンダード市場において規定される株主数、流通株式数、流通株式時価総額、流通株式比率の4項目からなる上場維持基準において、流通株式時価総額が9.08億円と上場維持基準である10億円を満たしておりませんでした。公開買付者としては、上場維持基準を満たすための手段、方法については対象者が検討すべきとの考えであるものの、対象者において上場維持基準を満たすための施策を実行されたとしても上場廃止となる可能性があることも想定し、2021年8月上旬より、公開買付者と対象者の資本関係の一本化について検討するようになりました。その後、2023年3月31日の判定基準日まで上場維持基準未達の状況が継続したことによって、公開買付者と対象者の資本関係の一本化についての検討を更に深めることになりました。本書提出日時点においては、対象者の市場株価の回復もあり、流通株式時価総額の上場維持基準を充足しておりますが、今後の対象者株価の動向によっては再び上場維持基準を満たさない状況に陥る可能性も否定できないことや、公開買付者の現状の対象者株式に対する所有割合を今後も維持しながら対象者が上場を継続する場合、対象者が東京証券取引所の「従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会」において議論されている実質的な支配力を持つ株主(「支配的な株主」)を有する上場会社に区分され得ることで、対象者において支配的な株主からの独立性を高める対応策を講じるための追加的な対応や経営リソースの投入・コスト負担等を迫られる可能性も否定できないと考えたことも相まって、2022年9月上旬、本取引の検討を開始するに至りました。

なお、公開買付者が、本取引において想定しているディスシナジーとしては、対象者株式の買付資金を銀行融資で賄うため、有利子負債の増加による財務面への影響を検討しましたが、当該ディスシナジーを考慮したとしても、以下イ)からハ)に記載の本取引後に想定しているシナジーが両社にとっての企業価値向上に資するものと考えており、具体的には以下の諸施策の実施及びシナジーを想定しております。

イ) 事業面のシナジー

公開買付者は湿式合成(注2)や化学反応を得意とし、対象者は乾式工程(注3)や加工技術に強みがあると認識しており、従前より公開買付者及び対象者の間で互いの研究内容の紹介や、技術相談や技術交流等の面で議論を行ってまいりました。しかし、現状の対象者への出資比率では両社間で製品開発体制の構築やお互いに秘匿性の高い情報を必要とする共同研究を行うことができず、また製品の共同搬送や倉庫の共有など、全体最適の考えのもとでお互いの経営リソースの集約や効率化を図るような取組みを行うには限界がありました。本取引の実現により、湿式合成によりモリブデンを主成分とする中間製品の製造を担う上工程を担当する公開買付者と、乾式工程によりモリブデン合金を製造、更には合金を加工し製品化することを担う下工程を担当する対象者がより連携を深めることにより、一気通貫でのモノづくりが可能となることで、現状の対象者への出資比率では実現できなかった経営資源の相互活用や収益性向上、また両者間での製品開発体制の構築や共同研究の実施といったメリットを、完全子会社化により全体最適の考えのもとで両社が享受することができ、更には、競合他社に対する優位性を高めることに繋がると考えております。更に、本取引の実現により実質的に公開買付者と対象者が一体運営となることで、互いの秘匿性の高い情報や研究内容を融合し最適条件を見出すことにより、それぞれの強みを活かすことが可能となり、また顧客と直接の接点がある対象者が顧客からのニーズを入手し、その対応において公開買付者が原料段階から改善・応用に関与することによって、より競争力のある製品開発体制の構築が可能となると考えております。

(注2) 「湿式合成」とは、水溶液中で化学反応操作を加えて粒子を合成する方式です。以下同じです。

(注3) 「乾式工程」とは、液体を用いず不純物の多い金属から純度の高い金属を取り出す方式、もしくは液体を蒸発させる方式の工程です。以下同じです。

ロ) 財務面のシナジー

本取引の結果、公開買付者の完全子会社としての信用力が対象者に付加されることにより、取引金融機関からの資金調達余力の改善や、現状財務的に負担となっていることと想定される金利条件・担保条件の改善が期待できると考えております。また、両社一体でみて得策と判断される場合は、必要に応じて直接的な資金支援や保証差入による側面的な支援等も考えております。

ハ) 組織面のシナジー

間接部門におけるノウハウ共有や、両社間における人材交流により、これまでよりも幅広く適材適所の人材配置を検討できる等、人事面での活性化が期待でき、本取引後に想定している上記の事業面及び財務面と合わせたシナジーの実現による企業価値向上策を実行していくことでより魅力的な企業となり従業員のモチベーションの向上に繋がると考えております。また、新卒の採用面においては大学及び大学院の研究室との関係構築が重要であり、大学及び大学院の研究室と企業との信頼関係構築において、学生の就職先として実績があることは大きな強みであります。本取引後、大学及び大学院の研究室から見て公開買付者と対象者が一体の会社として捉えられることにより、両社それぞれに繋がりや採用実績のある大学及び大学院の研究室を紹介することができるようになり、互いに採用実績がない大学及び大学院の採用窓口が広がることが期待でき、優秀な人材確保に寄与するものと考えております。加えて、採用活動における両社のノウハウを共有し、採用活動を連携及び一体化することを通じて採用力を向上させるとともに紹介料や広告媒体費等コスト削減にも繋がり、効率的かつ幅広い採用活動が可能になると考えております。

以上の検討を進める中、公開買付者は、本格的な検討を開始すべく、2023年7月下旬に公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてS M B C日興証券株式会社(以下「S M B C日興証券」といいます。)を選任し、同年10月上旬にリーガル・アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所を選任いたしました。その上で、公開買付者は、2023年10月3日に対象者に対し本取引に関する初期的な打診を行い、同年10月12日に対象者に対して本取引の提案に至った背景、公開買付者にて想定しているシナジーを記載した意向表明書を提出し、本取引の本格的な検討を開始したい旨の意向を伝えるとともに、本取引の提案に至った背景及び本取引の意義・目的について初期的な説明を行ったところ、対象者より、具体的な意思表示や否定的な回答は無く、仮に本件を進めることになった場合の手続き、非公開化の時期等の詳細を確認したいとの申し出があったため、対象者と本取引に向けた具体的な協議・検討を開始いたしました。その後、公開買付者は、本取引の実現可能性の精査のために対象者について法務及び財務・税務デュー・ディリジェンスを2023年11月中旬から同年12月中旬まで実施するとともに、並行して、対象者との間で、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)について協議・検討を続けてまいりました。

具体的には、公開買付者は、2023年12月25日、対象者に対して2023年11月中旬から同年12月中旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者の損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書の財務情報及び提案実施日の前営業日の対象者株式の終値を基準とした同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム率等を総合的に勘案し、本公開買付価格を1,570円(提案実施日の前営業日である2023年12月22日の対象者株式の終値1,207円に対して30.07%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,260円(円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。))に対して24.60%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,291円に対して21.61%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,386円に対して13.28%のプレミアムを加えた価格。以下「第1回提案価格」といいます。)とする提案を実施いたしました。これに対して、対象者より、2023年12月27日、第1回提案価格は一般株主にとって十分な水準ではなく提案価格を再考するよう要請を受けたことから、公開買付者は、2024年1月9日、提案実施日の前営業日である2024年1月5日の対象者株式の終値1,246円に対して34.03%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,231円に対して35.66%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,262円に対して32.33%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,371円に対して21.81%のプレミアムが付与されていることを確認の上、本公開買付価格を1,670円(以下「第2回提案価格」といいます。)とする提案を実施いたしました。これに対して、対象者より、2024年1月11日、第2回提案価格は依然として一般株主にとって十分な水準ではなく提案価格を再考するよう要請を受けたことから、公開買付者は、2024年1月17日、提案実施日の前営業日である2024年1月16日の対象者株式の終値1,217円に対して43.80%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,221円に対して43.33%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,255円に対して39.44%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,361円に対して28.58%のプレミアムが付与されていることを確認の上、本公開買付価格を1,750円(以下「第3回提案価格」といいます。)とする提案を実施いたしました。これに対して、対象者より、2024年1月18日、第3回提案価格は依然として少数株主にとって十分な水準ではなく提案価格を再考するよう要請を受けたことから、公開買付者は、2024年1月22日、提案実施日の前営業日である2024年1月19日の対象者株式の終値1,198円に対して56.93%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,217円に対して54.48%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,252円に対して50.16%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,356円に対して38.64%のプレミアムが付与されていることを確認の上、本公開買付価格を1,880円(以下「第4回提案価格」といいます。)とする提案を実施いたしました。これに対して、対象者より、2024年1月23日、少数株主の利益に最大限配慮する観点から、第4回提案価格から更なる引上げの要請を受けたことから、公開買付者は、2024年1月25日、提案実施日の前営業日である2024年1月24日の対象者株式の終値1,219円に対して54.63%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,217円に対して54.89%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,251円に対して50.68%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,349円に対して39.73%のプレミアムが付与されていることを確認の上、本公開買付価格を1,885円とする最終提案を実施いたしました。これに対して、公開買付者は、2024年1月29日、対象者より、当該提案を応諾し、本公開買付価格を1,885円とすることに合意するとの回答を受領いたしました。

以上の対象者との協議・交渉を経て、公開買付者は、2024年1月30日付で会社法第370条及び公開買付者定款第26条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者は、上記「 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2023年10月3日に公開買付者より本取引に関する初期的な打診を受け、その上で、同月12日に、公開買付者からの意向表明書の提出を受け、本取引の本格的な検討を開始したい旨の意向を伝えられるとともに、本取引の提案に至った背景及び本取引の意義・目的について初期的な説明を受け、公開買付者に対し、具体的な意思表示や否定的な回答はせず、仮に本件を進めることになった場合の手続き、非公開化の時期等の詳細を確認したいとの申し出を行い、公開買付者と本取引に向けた具体的な協議・検討を開始したとのことです。対象者においてかかる提案について慎重に検討を行った結果、デュー・ディリジェンスその他の本取引に向けた具体的な検討及び協議を開始することを決定するとともに、2023年10月下旬、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関及びファイナンシャル・アドバイザーとしてみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。))を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、それぞれ選任したとのことです。また、対象者は、公開買付者の連結子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による従属会社の買収には該当しないものの、公開買付者が対象者の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当すること、対象者の役員に公開買付者の役員を兼任する者がいること等を考慮し、本取引に関する対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、TMI総合法律事務所の助言を踏まえ、2023年10月30日付で、対象者の社外取締役である飯島宗文氏、社外監査役である大谷泰史氏及び外部有識者である三谷革司氏(弁護士・スパークル法律事務所)の3名によって構成される、公開買付者及び対象者のいずれからも独立した特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。))を設置したとのことです(本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容については、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)。また、対象者は、公開買付者から独立した立場で、本公開買付けに係る検討、交渉及び判断を行う体制(本公開買付けの検討、交渉及び判断に關与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。))を対象者の社内に構築するとともに、2023年11月9日に開催された第1回特別委員会において、本特別委員会により、かかる検討体制につき独立性及び公正性の観点から問題がないことについて承認を受けているとのことです(詳細については、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した検討体制の構築」をご参照ください。))。

対象者は、上記体制を整備した後、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、みずほ証券及びTMI総合法律事務所の助言を受けながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性等に関して公開買付者との間で複数回に亘る協議・交渉を行ったとのことです。

本公開買付価格については、対象者は、2023年12月25日に、公開買付者から、本公開買付価格を1,570円(提案実施日の前営業日である同月22日の終値1,207円に対して30.07%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,260円に対して24.60%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,291円に対して21.61%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,386円に対して13.28%のプレミアム)とする第1回目の提案書の提出を受けたとのことです。対象者は、公開買付者の提案に対し、同月27日に、対象者の一般株主にとって十分な水準ではないとの判断に至ったとして、本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。その後、対象者は、公開買付者から、2024年1月9日に、本公開買付価格を1,670円(提案実施日の前営業日である2024年1月5日の終値1,246円に対して34.03%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,231円に対して35.66%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,262円に対して32.33%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,371円に対して21.81%のプレミアム)とする第2回目の提案書の提出を受けたとのことです。対象者は、公開買付者の再提案に対し、同月11日に、依然として一般株主にとって十分な水準ではないとの判断に至ったとして、本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。その後、対象者は、公開買付者から、2024年1月17日に、本公開買付価格を1,750円(提案実施日の前営業日である同月16日の終値1,217円に対して43.80%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,221円に対して43.33%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,255円に対して39.44%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,361円に対して28.58%のプレミアム)とする第3回目の提案書の提出を受けたとのことです。対象者は、公開買付者の再提案に対し、同月18日に、依然として少数株主にとって十分な水準ではないとの判断に至ったとして、本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。その後、対象者は、公開買付者から、2024年1月22日に、本公開買付価格を1,880円(提案実施日の前営業日である同月19日の終値1,198円に対して56.93%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,217円に対して54.48%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,252円に対して50.16%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,356円に対して38.64%のプレミアム)とする第4回目の提案書の提出を受けたとのことです。対象者は、公開買付者の再提案に対し、同月23日に、少数株主の利益に最大限配慮する観点から、本公開買付価格の更なる引き上げについて、再検討を要請したとのことです。その後、対象者は、公開買付者から、2024年1月25日に、本公開買付価格を1,885円(提案実施日の前営業日である同月24日の終値1,219円に対して54.63%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,217円に対して54.89%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,251円に対して50.68%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,349円に対して39.73%のプレミアム)とする最終提案を受けたとのことです。対象者は、当該提案に対し、同月29日に、当該提案を応諾し、本公開買付価格を1,885円とすることに合意するとの回答をしたとのことです。

以上の検討・交渉過程において、対象者は、適宜、本特別委員会に報告し、特別委員会から確認及び意見の申述等を受けているとのことです。具体的には、公開買付者との交渉にあたっては、本特別委員会の意見を踏まえた交渉方針に従って対応を行っており、また、公開買付者から本公開買付価格の提案を受領した際には、その都度、直ちに特別委員会に対して報告を行い、その助言を踏まえて対象者内にて検討を行い、対応を行っているとのことです。

そして、以下のとおり、対象者としても、公開買付者の完全子会社となることにより、以下のようなシナジーの創出を見込むことができ、本取引は対象者の企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのことです。

イ) 事業面のシナジー

対象者としては、公開買付者は湿式合成や化学反応を得意としており、対象者は乾式工程や加工技術に強みがあると認識しているとのことです。しかし、現状の対象者への出資比率では両社間で製品開発体制の構築やお互いに秘匿性の高い情報を必要とする共同研究を行うことができず、また製品の共同搬送や倉庫の共有など、全体最適の考えのもとでお互いの経営リソースを集約・効率化を図るような取組みは行うには限界がありました。本取引を行うことで、湿式合成によりモリブデンを主成分とする中間製品の製造を担う上工程の業種である公開買付者と、乾式工程によりモリブデン合金を製造、更には合金を加工し製品化することを担う下工程の業種である対象者がより連携を深めることにより、一気通貫でのモノづくりが可能となることで、現状の対象者への出資比率では実現できなかった経営資源の相互活用や収益性向上、また両者間での製品開発体制の構築や共同研究の実施といったメリットを、完全子会社化により全体最適の考えのもとで両社が享受することができ、更には、競合他社に対する優位性を高めることに繋がると考えているとのことです。従前より、公開買付者と対象者の間では、互いの研究内容の紹介や、技術相談や技術交流等の面で議論を行っており、本取引の実現により実質的に公開買付者と対象者が一体運営となることで、互いの秘匿性の高い情報や研究内容を融合し最適条件を見出すことで、それぞれの強みを活かすことが可能となると考えているとのことです。具体的には、対象者の技術開発部と公開買付者の赤穂研究所でコラボレーションが可能になる機会が増えることで、これまでにない新規製品づくりの可能性が広がると考えているとのことです。実際には、以下の具体的な取り組みができると考えているとのことです。

既に取り組んでいるバナジウム材料の共同研究の深化
公開買付者の製品である金属バナジウムの加工への対象者関与
主に新規金属を取り扱う際の、公開買付者の持つ知見とネットワークを利用
対象者 精密加工会社 公開買付者 原料メーカー間での定期的交流の増加、営業面、製造面でのコラボレーションの実現による新たな製品の共同開発

また、顧客と直接の接点がある対象者が顧客からのニーズを入手し、その対応において公開買付者が原料段階から改善・応用に関与することにより、より競争力のある製品開発体制の構築が可能となると考えているとのことです。

ロ) 財務面のシナジー

公開買付者の完全子会社としての信用力が対象者に付加されることにより、取引金融機関からの資金調達余力の改善や、現状の財務的負担と想定される金利条件・担保条件の改善が期待できると考えているとのことです。また、両社間で得策と判断される場合は、必要に応じて直接的な資金支援や保証差入による側面的な支援等も考えているとのことです。更に、完全子会社化による上場廃止により、対象者において不要な費用削減ができ、労務面、開発面の運営に資金を向けることが出来ると考えているとのことです。

ハ) 組織面のシナジー

間接部門におけるノウハウ共有や、両社間における人材交流により、これまでよりも幅広く適材適所の人材配置を検討できる等、人事面での活性化が期待でき、本取引後に想定している上記の事業面及び財務面と合わせたシナジーの実現による企業価値向上策を実行していくことでより魅力的な企業となり従業員のモチベーションの向上に繋がると考えているとのことです。また、新卒の採用面においては大学及び大学院の研究室との関係構築が重要であり、大学及び大学院の研究室と企業との信頼関係構築において、学生の就職先として実績があることは大きな強みであると考えているとのことです。本取引後、大学及び大学院の研究室から見て公開買付者と対象者が一体の会社として捉えられることにより、両社それぞれに繋がりや採用実績のある大学及び大学院の研究室を紹介することができるようになり、互いに採用実績がない大学及び大学院の採用窓口が広がるのが期待でき、優秀な人材確保に寄与するものと考えているとのことです。加えて、採用活動における両社のノウハウを共有し、採用活動を連携及び一体化することを通じて採用力を向上させるとともに紹介料や広告媒体費等コスト削減にも繋がり、効率的かつ幅広い採用活動が可能になると考えているとのことです。

総務・法務関係については、上場会社とその主要株主という従前の関係性においては、情報管理の観点等から緊密な連携が容易ではなかったものの、対象者が公開買付者の完全子会社となることにより、緊密な連携を推進することができると考えているとのことです。具体的には、総務関係では、社内規程類について、双方に相談する機会を増やすことができ、双方が有する経営管理・労務管理等に関するノウハウを共有し、相互の社内規程に反映することにより、これまで以上に従業員が安心して働くことのできる職場づくりを目指すことができると判断しているとのことです。また、法務関係では、公開買付者の法務チームのノウハウと対象者の上場企業としてのノウハウを共有することができ、国内外の顧客の要望する新規契約関係並びに既存契約の確認、顧客との取引形態の確認等について幅広くコミュニケーションを行い、対象者と顧客が安心且つ安全に取引ができる体制の構築が可能となると判断しているとのことです。

なお、上場廃止により、対象者は、資本市場からエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社であることに伴う社会的な信用の獲得といったこれまで上場会社として享受してきたメリットを得られなくなるとのことです。もっとも、昨今の間接金融における低金利環境等を考慮すると、エクイティ・ファイナンスの必要性は高くなく、また、現在の対象者の知名度・ブランド力や社会的な信用は、上場会社としてのステータスよりも、事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きいと、今後も継続して対象者株式の上場を維持する必要性は限定的であると考えているとのことです。

また、対象者は、以下の点等から、本公開買付価格(1,885円)は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断しているとのことです。

- (a) 当該価格が、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているみずほ証券から2024年1月29日付で提出を受けた対象者株式の価値算定結果に関する株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)における対象者株式の株式価値算定結果のうち、市場株価基準法に基づく算定結果の範囲を上回っており、また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく算定結果の範囲内であること。
- (b) 当該価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2024年1月29日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日の終値1,254円に対して50.32%、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,224円に対して54.00%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値1,251円に対して50.68%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値1,341円に対して40.57%のプレミアムが加算されたものであり、経済産業省が「公正なM & Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日から2024年1月19日までに公表された、支配関係のない会社同士かつ完全子会社化を企図した公開買付けの類似事例19件におけるプレミアムの中央値(公表日前営業日の終値に対して45.4%、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して48.1%、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して53.2%、直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して55.7%)と比較しても、公表日前営業日の終値、直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値は遜色のない合理的なプレミアムが付されており、直近6ヶ月間の終値単純平均においても、過去の類似事例におけるプレミアムの中央値はやや下回るものの大きな乖離はなく、6ヶ月の間に株価の高騰があったことも踏まえると、低廉とは言えないこと。
- (c) 当該価格が、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で、本特別委員会からの意見・助言を踏まえた交渉方針に従って、公開買付者との間で真摯な交渉を重ねた結果、決定された価格であること。
- (d) 当該価格は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されていること。

以上より、対象者は、2024年1月30日開催の取締役会において対象者の意見として、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

上記取締役会決議の詳細は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本取引後の対象者の経営体制については、本公開買付けの成立後、両社の企業価値を更に向上させる観点から公開買付者及び対象者との間で協議を行い決定していく予定であり、現時点で具体的に想定している対象者の経営体制はなく、また、現時点で対象者との間で対象者の経営体制に関して交渉は行っており、具体的に決定している事実及び両社で合意している事実はございません。本取引後の対象者の役員構成を含む経営体制の詳細については、本取引後、公開買付者グループとしてのシナジー効果を最大限実現できる体制作りを目指し対象者と協議しながら決定していく予定ですが、原則として対象者の現在の経営体制を維持することを想定しております。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、対象者は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による従属会社の買収には該当しません。もっとも、公開買付者は対象者株式726,700株(所有割合31.35%)を直接所有していること、及び対象者の役員に公開買付者の役員を兼任する者が存在すること等を考慮し、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格を含む本取引の公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、利益相反を回避する観点から、それぞれ以下のような措置を実施いたしました。

なお、以下の記載のうち対象者において実施した措置等については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、公開買付者及び対象者のいずれからも独立した第三者算定機関として、みずほ証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2024年1月29日に、対象者株式の価値算定に関する株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます)を取得したとのことです。

なお、みずほ証券は、公開買付者及び対象者のいずれの関連当事者にも該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。

みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。)は、公開買付者に対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等を行っているものの、みずほ証券は当該取引等について利益相反に係る重要な利害関係を有していないとのことです。みずほ証券によれば、みずほ証券は法第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4の適用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の貸付人とは独立した立場で対象者の株式価値の算定を行っているとのことです。対象者は、みずほ証券及びみずほ銀行との間において情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置が講じられていること、対象者とみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため、みずほ証券は第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、みずほ証券を公開買付者及び対象者並びに本取引から独立した第三者算定機関として選定したとのことです。

また、本特別委員会は、第1回の特別委員会において、みずほ証券の独立性及び専門性に問題がないことから、対象者の第三者算定機関として承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しているとのことです。なお、対象者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置(具体的な内容については、下記 乃至 をご参照ください。)を踏まえると、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、みずほ証券から本公開買付けの価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。また、本取引に係るみずほ証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていないとのことです。

みずほ証券は、対象者株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の経営陣から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者株式の価値算定を行っているとのことです。みずほ証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、市場株価基準法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。))を採用して、対象者株式の価値を算定しているとのことです。

みずほ証券が上記の手法に基づき算定した対象者株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価基準法	:	1,224円から1,341円
DCF法	:	1,745円から2,738円

市場株価基準法では、2024年1月29日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日終値1,254円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,224円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,251円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,341円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,224円から1,341円と算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した2024年3月期から2027年3月期までの事業計画、直近までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した、対象者が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,745円から2,738円と算定しているとのことです。

なお、対象者の事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2024年3月期において営業利益の大幅な減益の予測(前期比60.6%の減少)となっているとのことです。これは半導体関連の需要減速、投資を中心とした固定費等の増加が見込まれているためとのことです。また、2026年3月期において営業利益の大幅な増益の予測(前期比113.9%の増加)となっているとのことです。これは半導体分野を中心としたタングステン、モリブデン及びヒートシンクの需要回復が見込まれているためとのことです。更に、2027年3月期において営業利益の大幅な増益の予測(前期比128.8%の増加)となっているとのことです。これは半導体分野の需要は堅調に推移する見込みであることに加え、自動車用特殊電極部品の新製品の量産化による販売増が見込まれているためとのことです。

また、2024年3月期から2027年3月期までの事業計画期間において、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減益が見込まれておりますが、これは対象者が見込んでいる運転資本の増減額や設備投資額が每期変動することによるものとのことです。

なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において価値算定に重要な影響を及ぼす可能性を定量的に評価できる事項は認識されないため、みずほ証券がDCF法に用いた事業見通しには加味されていないとのことです。

(注) みずほ証券は、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点での得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。また、対象者の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。また、当該財務予測については、本特別委員会を対象者との間で質疑応答を行うとともに、その内容や前提条件等の合理性を確認しているとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

対象者は、本取引に関する対象者の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2023年10月30日に、飯島宗文氏(対象者社外取締役)、大谷泰史氏(対象者社外監査役)及び三谷革司氏(弁護士・スパークル法律事務所)の3名から構成される、公開買付者及び対象者のいずれからも独立した本特別委員会を設置したとのことです(なお、本特別委員会の委員の報酬については、固定額となっており、成功報酬は採用していないとのことです。また、対象者は、本特別委員会の委員として設置当初からこの3名を選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。)

対象者は、本特別委員会設置の決定に際し、本特別委員会に対し、()本取引の目的の合理性(本取引が対象者企業価値の向上に資するかを含む。)に関する事項、()本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の種類等の妥当性を含む。)に関する事項、()本取引の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)に関する事項、()上記()乃至()を踏まえ、対象者取締役会が本取引の実施(本公開買付けに関する意見表明の内容を含む。)を決定することが対象者の少数株主に不利益なものでないこと(以下「本諮問事項」と総称します。)について諮問したとのことです。更に、対象者取締役会は、本取引に関する決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引の条件について妥当でないと判断した場合には、本取引を実行する旨の意思決定を行わないことを併せて決議しているとのことです。

加えて、対象者取締役会は、本特別委員会に対し、()本取引に係る調査(本取引に係る対象者の役員若しくは従業員又は本取引に係る対象者のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明を求めることを含む。)を行うことができる権限、()対象者に対し、(a)本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を公開買付者に伝達すること、及び(b)本特別委員会自ら公開買付者(本取引に関与するその役職員及び本取引に係るそのアドバイザーを含む。)と協議する機会の設定を要望することができる権限、()特に必要と認めるときは、対象者の費用で、本特別委員会独自のアドバイザーを選任することができる権限を付与したとのことです。これを受けて、本特別委員会は、対象者の第三者算定機関であり、かつ、ファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券及び対象者のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれ、対象者の第三者算定機関兼ファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーとして承認し、また本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認したとのことです。

本特別委員会は、2023年11月9日より2024年1月29日までの間に合計11回開催され、本諮問事項についての協議及び検討が慎重に行われたとのことです。具体的には、本特別委員会は、()公開買付者に対する、本取引の目的・背景、本取引の条件及び本取引後の対象者の経営方針等に関する事項のヒアリング、()対象者に対する、みずほ証券による対象者株式の株式価値算定の前提とした事業計画の内容及び策定方法、並びに公開買付者の提案内容及び本取引後の対象者の経営方針等に関する事項のヒアリング、並びに()みずほ証券に対する、対象者株式の株式価値算定に関する事項のヒアリング等を行っているとのことです。また、本特別委員会は、対象者のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、本取引における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容その他本取引に関する事項全般について法的助言を受けているとのことです。

更に、本特別委員会は、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言を踏まえ、公開買付者からより高い価格を引き出すための交渉方針について審議・検討するとともに、対象者が公開買付者から本公開買付価格に関する提案を受領する都度、適時に報告を受け、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言も踏まえて公開買付者に対する交渉方針を審議・検討すること等により、公開買付者との間の本公開買付価格に関する協議・交渉に実質的に関与したとのことです。

本特別委員会は、以上の経緯で本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2024年1月30日、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、本諮問事項につき大要以下を内容とする本答申書を提出しているとのことです。

a 本取引の目的の合理性(本取引が対象者企業価値の向上に資するかを含む。)に関する事項について

(a) 本取引の目的等

本特別委員会は、本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等について、対象者及び公開買付者に対して質疑を行った。それらの内容をまとめると、概要は以下のとおりである。

- ・公開買付者は、1954年の対象者への出資を契機とし、公開買付者から対象者に対する経営実務に精通した人材の派遣や、対象者へのモリブデン原材料の販売を行う等、長年にわたり経営面及びビジネス面の両面において相互に事業の発展を支えあってきたところ、対象者の主要販売先である家電、産業用電気設備及び通信設備・機器に関する市場の特徴として、製品技術の急速な進展や、顧客ニーズの変化に応じた頻繁な新製品の開発・導入等、製品の改廃が極めて短期間に集中的に進展する点が挙げられると認識し、今後もこれら新製品開発・市場投入のタイミングを逸失することなく変化に対して迅速に対応していくためには、環境の変化を的確に把握することが重要と考えており、対象者単独ではなく、公開買付者と対象者がより密に連携し、情報源の複数化や営業部内の情報共有を進め、顧客ニーズへの対応力を強化することで、リスク低減に努める必要があると認識している。また、対象者の中長期的な事業成長のためには、事業環境の動きに応じた経営を念頭に、経営資源の効果的投入を図っていくこと、及び市場や顧客ニーズに合致した製品開発に資すると判断される場合等には大胆に経営資源を投下していくことが求められると認識しており、今後も公開買付者及び対象者が一体となり、双方の企業価値向上のために相互の協力関係を更に深化させることが不可欠であると考えていた。
- ・一方で、対象者には公開買付者以外の一般株主も存在するため、対象者の上場会社としての独立性や対象者の少数株主の利益への配慮という観点から、公開買付者と対象者間の連携策を推進するに際しては対象者において慎重な検討を履践することが必要となる等、対象者株式の上場を維持したままでの迅速かつ機動的な連携強化には一定の制約があると感じていたことから、2021年8月より、公開買付者と当社の資本関係の一本化について検討するようになった。
- ・公開買付者が、本取引において想定している具体的なシナジー効果は以下のとおりである。

()事業面のシナジー

上工程を担当する公開買付者と、下工程を担当する対象者がより連携を深めることにより、一気通貫でのモノづくりが可能となり、優位性を持つことができると考えている。更に、本取引の実現により実質的に公開買付者と対象者が一体運営となることで、互いの秘匿性の高い情報や研究内容を融合し最適条件を見出すことにより、それぞれの強みを活かすことが可能となり、また顧客と直接の接点がある対象者が顧客からのニーズを入手し、その対応において公開買付者が原料段階から改善・応用に関与することによって、より競争力のある製品開発体制の構築が可能となると考えている。

()財務面のシナジー

本取引の結果、公開買付者の完全子会社としての信用力が対象者に付加されることにより、取引金融機関からの資金調達余力の改善や、現状財務的に負担となっていることと想定される金利条件・担保条件の改善が期待できると考えている。また、両社一体でみて得策と判断される場合は、必要に応じて直接的な資金支援や保証差入による側面的な支援等も考えている。

()組織面のシナジー

間接部門におけるノウハウ共有や、両社間における人材交流により、これまでよりも幅広く適材適所の人材配置を検討できる等、人事面での活性化が期待できると考えている。採用面においては互いに採用実績がない大学及び大学院の採用窓口が広がることを期待でき、優秀な人材確保に寄与するものと考えている。

対象者としても、公開買付者の完全子会社となることにより、上記()乃至()の事業面のシナジー、財務面のシナジー及び組織面のシナジーの創出を見込むことができると考えている。なお、組織面に関する具体的なシナジーとして、総務・法務関係については、上場会社とその主要株主という従前の関係性においては、情報管理の観点等から緊密な連携が容易ではなかったものの、対象者が公開買付者の完全子会社となることにより、緊密な連携を推進することができると考えている。具体的には、総務関係では、社内規程類について、双方に相談する機会を増やすことができ、双方が有する経営管理・労務管理等に関するノウハウを共有し、相互の社内規程に反映することにより、これまで以上に従業員が安心して働くことのできる職場づくりを目指すことができると判断している。また、法務関係では、公開買付者の法務チームのノウハウと対象者の上場企業としてのノウハウを共有することができ、国内外の顧客の要望する新規契約関係並びに既存契約の確認、顧客との取引形態の確認等について幅広くコミュニケーションを行い、対象者と顧客が安心且つ安全に取引ができる体制の構築が可能となると判断している。

(b) 検討

公開買付者は、対象者の主要販売先である家電、産業用電気設備及び通信設備・機器に関する市場の特徴を踏まえ、製品技術の急速な進展や、顧客ニーズの変化に応じた頻繁な新製品の開発・導入等、製品の改廃が極めて短期間に集中的に進展し、今後もこれら新製品開発・市場投入のタイミングを逸失することなく変化に対して迅速に対応していくためには、環境の変化を的確に把握することが重要であり、公開買付者と対象者がより密に連携し、情報源の複数化や営業部内の情報共有を進め、顧客ニーズへの対応力を強化することで、リスク低減に努める必要があり、また、対象者の中長期的な事業成長のためには、事業環境の動きに応じた経営を念頭に、経営資源の効果的投入を図っていくこと、及び市場や顧客ニーズに合致した製品開発に資すると判断される場合等には大胆な経営資源を投下していくことが求められると認識しており、そのため、今後も公開買付者及び対象者が一体となり、双方の企業価値向上のために相互の協力関係を更に深化させることが不可欠であると認識しており、かかる公開買付者の認識に不合理な点は認められない。

また、公開買付者が本取引を通じて実施することを期待している各施策、すなわち、事業面における連携の深化による一気通貫でのモノづくり、競争力のある製品開発体制の構築、財務面における信用力の付加による資金調達余力や金利条件・担保条件の改善及び現状の財務的な負担・コストの改善・解消を含む資金力の向上、組織面における人事面での活性化や採用に関する大学等とのリレーション構築・強化等は、これらが実現すれば、対象者の企業価値の向上が期待できると考えられる。

更に、本特別委員会からの質問及び回答を通じ、対象者も、本取引を通じてこれらの施策を実現することが可能であり、又は、期待することができると認識していることが確認できていることから、その実現可能性はあると考えられる。

また、本特別委員会からの質問及び回答を通じ、対象者及び公開買付者における認識として、本取引に伴うデメリットとしては、対象者が上場会社ではなくなることによる新規の人材の採用への影響の可能性が考えられるものの、想定される影響の程度は限定的であり、また、従業員の士気、取引先の信用、金融機関との関係についても、十分に説明することで手当てが可能であり、加えて、現在の対象者の知名度・ブランド力や社会的な信用は、上場会社としてのステータスよりも、事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きいことからすると、本取引に伴う大きなデメリットは存在しないと考えられることが確認できた。

(c) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引は対象者の企業価値の向上に資することを企図するものであると認められ、本取引の目的は合理的であると判断するに至った。

b 本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の種類等の妥当性を含む。)に関する事項について

(a) みずほ証券による株式価値算定書

対象者が、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券から取得した株式価値算定書によれば、対象者株式の1株当たり株式価値は、市場株価基準法によると1,224円から1,341円、DCF法によると1,745円から2,738円、とされているところ、本公開買付価格は、市場株価基準法に基づく算定結果の範囲を上回っており、また、DCF法に基づく算定結果の範囲内である。

そして、本特別委員会は、みずほ証券の株式価値評価に用いられた算定方法等について、みずほ証券から、評価手法の選択、DCF法による算定の基礎となる対象者の事業計画の作成方法・作成過程及び内容、割引率の算定根拠、余剰現預金や事業外資産等の取扱いを含め、詳細な説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。また、対象者の事業計画については対象者とも質疑応答を行い、その作成過程及び事業の現状に照らして不合理な点がないかという観点から検討した結果、合理的なものと認められた。

加えて、本公開買付価格(1,885円)は、対象者株式の2024年1月29日の東京証券取引所スタンダード市場における終値1,254円に対して50.32%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,224円に対して54.00%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,251円に対して50.68%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,341円に対して40.57%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であって、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日から2024年1月19日までに公表された、支配関係のない会社同士かつ完全子会社化を企図した公開買付けの類似事例19件におけるプレミアムの中央値(公表日前営業日の終値に対して45.4%、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して48.1%、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して53.2%、直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して55.7%)と比較しても、公表日前営業日の終値、直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値は遜色のない合理的なプレミアムが付されており、直近6ヶ月間の終値単純平均においても、過去の類似事例におけるプレミアムの中央値はやや下回るものの大きな乖離はなく、6ヶ月の間に株価の高騰があったことも踏まえると、低廉とは言えないこと。

(b) 交渉過程の公正性の公正性

下記「c 本取引の手続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)」に関する事項について」記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本公開買付価格は、かかる公正性担保措置が採られた上で、本特別委員会からの意見・助言を踏まえた交渉方針に従って、公開買付者との間で真摯な交渉を重ねた結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

(c) 本公開買付け後の手続の合理性

本公開買付けに応募しなかった少数株主は、本公開買付けの後に実施される予定の本スクイズアウト手続において、最終的に金銭が交付されることになるところ、当該手続において交付される金銭の額については、本公開買付価格に株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定であると認められる。

(d) 対価の種類等の妥当性

本取引の対価は、本公開買付け及びその後実施される予定の本スクイズアウト手続を通じて、現金であることが予定されているところ、公開買付者が非上場会社であることを踏まえると、本取引において、流動性が乏しい公開買付者の株式を対価とするのではなく、金銭を対価とすることは妥当であるといえる。

(c) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引の取引条件は妥当であると判断するに至った。

c 本取引の手続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)に関する事項について

(a) 特別委員会の設置

対象者は、2023年10月3日に公開買付者より本取引に関する初期的な打診を受け、その上で、公開買付者から、同月12日に本取引の提案に至った背景、公開買付者にて想定しているシナジーを記載した意向表明書を提出され、本取引の本格的な検討を開始したい旨の意向を伝えられたことを受けて、対象者は公開買付者の連結子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による従属会社の買収には該当しないものの、公開買付者が対象者の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当すること、対象者の役員に公開買付者の役員を兼任する者がいること等を考慮し、本取引に関する対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、2023年10月30日開催の取締役会の決議に基づき、対象者取締役会が本取引の実施(本公開買付けに関する意見表明の内容を含む。)を決定することが対象者の少数株主に不利益なものであるか否かについての意見を取得することを目的として、対象者の社外取締役である飯島宗文氏、対象者の社外監査役である大谷泰史氏及び外部有識者である三谷革司氏(弁護士・スパークル法律事務所)の3名から構成される本特別委員会を設置している。また、対象者は、本取引に係る決定を行う際には、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でない判断した場合には、本取引を実行する旨の意思決定を行わないこととしている。なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更されていない。

(b) 対象者による検討方法

対象者が本取引について検討するにあたっては、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関兼ファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券並びにリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から助言・意見等を得ながら、対象者の企業価値向上ひいては株主共同の利益の観点から、本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの買付条件の妥当性及び本取引の一連の手続の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行っている。

なお、本特別委員会は、みずほ証券及びTMI総合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、対象者の第三者算定機関兼ファイナンシャル・アドバイザー並びにリーガル・アドバイザーとして承認している。

(c) 対象者による協議・交渉

対象者は、本特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、本公開買付価格について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を公開買付者との間で複数回にわたって行っている。具体的には、対象者は書面及びみずほ証券を通じて、延べ4回にわたり本特別委員会が承認した交渉方針に基づく価格交渉を、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券を介して実施した。

そして、その交渉の結果として、1株当たり1,885円という本公開買付価格の決定に至るまでには、対象者株式1株当たり1,570円とする公開買付者の当初の提案より、315円の価格引上げを引き出している。

(d) 本取引の交渉過程及び意思決定過程における特別利害関係人の不関与

対象者を代表して本取引を検討・交渉する取締役には、本取引に特別な利害関係を有する者は含まれておらず、その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、公開買付者及び本取引に特別な利害関係を有する者が対象者側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。なお、対象者の取締役のうち、鈴木一史氏は公開買付者の代表取締役社長を兼務していることから、利益相反の疑いを回避する観点より、本取引について決議する対象者取締役会の審議及び決議には一切参加しないことが予定されており、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておらず、今後参加の予定もない。加えて、岩隈和夫氏は健康上の理由から本取引について決議する対象者取締役会を欠席する予定であるものの、上記取締役会に先立ち、当該決議の内容につき説明を受け、対象者取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を得ることが見込まれている。

また、対象者の取締役のうち、藤原一信氏(専務取締役)は、公開買付者の出身であるが、対象者のみに在籍してから10年以上が経過しており、また、本取引に関して、公開買付者の側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、本取引における対象者の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断し、上記取締役会における審議及び決議に参加することが予定されているところ、かかる取扱いにつき不合理な点は見当たらない。

(e) マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)条件

本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図しているため、本公開買付けにおいて、818,700株(所有割合35.32%)を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない予定である。

買付予定数の下限(818,700株)は、対象者第3四半期決算短信に記載された2023年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(2,338,001株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(19,911株)及び公開買付者が所有する対象者株式数(726,700株)を控除した株式数(1,591,390株)の過半数に相当する株式数(795,696株)を上回っている。これは、買付予定数の下限が、公開買付者と重要な利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者株式数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数を上回っていることを意味しており、公開買付者と重要な利害関係を有さない対象者の株主の過半数の賛同が得られない場合には、対象者の少数株主の意思を重視して、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしている。

(f) 対抗的な買付け等の機会を確保していること

公開買付者は、対象者との間で、対象者が公開買付者以外の買収提案者(以下「対抗的買収提案者」という。)と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、本公開買付けの公表後における対抗的買収提案者による買収提案の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮している。

また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」という。)を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な検討期間を提供しつつ、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することとしており、上記対抗的な買付け等の機会の確保と併せ、当該公開買付期間の設定により、本公開買付けの公正性の担保について配慮している。

なお、本取引においては、積極的なマーケット・チェックが実施されていないものの、情報管理の観点に加え、現時点における公開買付者の対象者株式の所有割合(31.35%)を踏まえると、積極的なマーケット・チェックを実施する意義が大きいとはいえないものと考えられる。

(g) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続は公正であると判断するに至った。

d 上記を踏まえ、対象者取締役会が本取引の実施(本公開買付けに関する意見表明の内容を含む。)を決定することが対象者の少数株主に不利益なものでないことについて

上記を踏まえ慎重に検討した結果、対象者取締役会が本取引の実施を決定することは対象者の少数株主にとって不利益ではないと判断するに至った。すなわち、対象者取締役会が、()本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決定すること、及び()本公開買付け後に株式売渡請求又は株式併合の方法を用いた本スクイズアウト手続を実施することを決定することは、対象者の少数株主に不利益ではないと判断するに至った。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者及び対象者のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、TMI総合法律事務所を選任し、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

なお、TMI総合法律事務所は、公開買付者及び対象者のいずれの関連当事者にも該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、TMI総合法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

対象者における独立した検討体制の構築

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、公開買付者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。

具体的には、対象者は、2023年10月12日に本取引の実施に向けた検討・協議を開始したい旨の意向表明書を受領した時点以降、対象者の代表取締役社長、専務取締役、総務部部长、経理部部长及び総務部課長の合計5名(公開買付者との間で利害関係を有する者は含まれておりません。)からなる検討チームを立ち上げ、それ以降、当該検討チームが、公開買付者からの対象者に対するデュー・ディリジェンスに対応するほか、特別委員会とともに、対象者と公開買付者との間の本取引に係る取引条件に関する交渉過程に関与しているとのことです。また、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、現に公開買付者の役職員を兼任する対象者の役職員について、対象者株式の価値評価の基礎となる事業計画の作成過程や、対象者と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程に関与させないこととしており、かかる取り扱いを継続しているとのことです。

また、かかる取扱いを含めて、対象者の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、2023年11月9日に開催された第1回特別委員会において、本特別委員会の承認を得ているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者取締役会は、T M I 総合法律事務所から受けた法的助言及び対象者株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関して、対象者の企業価値向上、本取引に関する諸条件の妥当性等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のようなイ)事業面のシナジー、ロ)財務面のシナジー及びハ)組織面のシナジーの創出を見込むことができることから、本公開買付けを含む本取引は対象者の企業価値の向上に資するとともに、(a)本公開買付価格が、上記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているみずほ証券による対象者株式価値算定書における対象者株式の株式価値算定結果のうち、市場株価基準法に基づく算定結果の範囲を上回っており、また、DCF法に基づく算定結果の範囲内であること、(b)本公開買付価格が、公表日前営業日の終値、直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムについては、経済産業省が「公正なM & Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日から2024年1月19日までに公表された、支配関係のない会社同士かつ完全子会社化を企図した公開買付けの類似事例19件におけるプレミアムの中央値(公表日前営業日の終値に対して45.4%、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して48.1%、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して53.2%、直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して55.7%)と比較しても、公表日前営業日の終値、直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値は遜色のない合理的なプレミアムが付されており、直近6ヶ月間の終値単純平均においても、過去の類似事例におけるプレミアムの中央値はやや下回るものの大きな乖離はなく、6ヶ月の間に株価の高騰があったことも踏まえると、低廉とは言えないこと、(c)本公開買付価格が、本「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で、本特別委員会からの意見・助言を踏まえた交渉方針に従って、公開買付者との間で真摯な交渉を重ねた結果決定された価格であること、並びに(d)本公開買付価格は、上記「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されていることから、本公開買付価格(1,885円)は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2024年1月30日開催の取締役会において、対象者取締役5名のうち審議及び決議に参加した3名の取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様に対して公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

上記取締役会においては、対象者の取締役5名(小樋誠二氏、藤原一信氏、岩隈和夫氏、鈴木一史氏、飯島宗文氏)のうち、鈴木一史氏は現に公開買付者の代表取締役の地位を有していることから、利益相反の疑いを回避するため、上記取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、対象者の立場において、本取引に関して、公開買付者との協議及び交渉に一切参加していないとのことです。加えて、岩隈和夫氏は健康上の理由から欠席したものの、上記取締役会に先立ち、当該決議の内容につき説明を受け、対象者取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を得ているとのことです。

また、2024年1月30日開催の取締役会においては、対象者の監査役3名全員が、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、藤原一信氏(専務取締役)は、公開買付者の出身ですが、対象者のみに在籍してから10年以上が経過しており、また、本取引に関して、公開買付者の側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、本取引における対象者の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断し、上記取締役会における審議及び決議に参加しているとのことです。

マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定

公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図しておりますので、本公開買付けにおいて、818,700株(所有割合35.32%)を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

買付予定数の下限(818,700株)は、対象者第3四半期決算短信に記載された2023年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(2,338,001株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(19,911株)及び公開買付者が所有する対象者株式数(726,700株)を控除した株式数(1,591,390株)の過半数に相当する株式数(795,696株)を上回っております。これは、買付予定数の下限が、公開買付者と重要な利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数を上回っていることを意味しており、公開買付者と重要な利害関係を有さない対象者の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。このように公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式の全て(但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主(但し、公開買付者及び対象者を除きます。)の全員(以下「売渡株主」といいます。)に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)する予定です。

株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式売渡請求の承認を求めます。対象者が取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承認を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主からその所有する対象者株式の全部を取得いたします。そして、公開買付者は、売渡株主の所有していた対象者株式1株当たりの対価として、各売渡株主に対して本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者取締役会にてかかる株式売渡請求を承認する予定とのこととです。

株式売渡請求に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(但し、公開買付者及び対象者を除きます。)は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

株式併合

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、株式併合を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを対象者に要請する予定です。また、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日(本書提出日現在においては、2024年3月31日を予定しております。)が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者による要請に応じる予定であり、本臨時株主総会の開催は2024年5月中旬頃を予定しているとのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、対象者の株主の皆様は、株式併合がその効力を生ずる日において、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当該端数の株式を所有する対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(但し、公開買付者及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該対象者の株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。なお、株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者の株主が公開買付者のみとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(但し、公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定されるよう対象者に要請する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主の皆様(但し、公開買付者及び対象者を除きます。)は、対象者に対し、自己の所有する対象者株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(但し、公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、株式併合に反対する対象者の株主の皆様(但し、公開買付者及び対象者を除きます。)は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記及びの各手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(但し、公開買付者及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

また、本スクイーズアウト手続により対象者の完全子会社化が2024年6月30日までの間に完了する場合には、公開買付者は、対象者に対し、2024年3月期に係る対象者の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)で権利を行使することができる株主を、対象者の完全子会社化が完了した後の株主(公開買付者を意味します。)とするため、本定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃する旨の定款の一部変更を行うことを要請する予定です。当該要請があった場合には、本定時株主総会の開催に先立ち臨時株主総会にて定款の一部変更に係る決議を行う予定です。そのため、2024年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主であっても本定時株主総会において権利を行使できない可能性があります。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けが成立した後、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本スクイーズアウト手続の実施を予定しておりますので、その場合には東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

該当事項はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2024年1月31日(水曜日)から2024年3月14日(木曜日)まで(30営業日)
公告日	2024年1月31日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき、金1,885円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	<p>公開買付者は、対象者に対して2023年11月中旬から同年12月中旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者の損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書の財務情報及び本公開買付価格の最終提案実施日の前営業日である2024年1月24日の対象者株式の終値(1,219円)、同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値(1,217円、1,251円及び1,349円)の推移を参考にしつつ、対象者及び本特別委員会との協議及び交渉の結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けへの応募の見通し等を総合的に勘案し、2024年1月30日付で会社法第370条及び公開買付者定款第26条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、本公開買付価格を1,885円とし、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決議いたしました。</p> <p>なお、公開買付者は、対象者の財務情報等の客観的な資料を参考にする等、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者及び本特別委員会との協議・交渉を踏まえて本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオン等は取得しておりません。</p> <p>本公開買付価格1,885円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2024年1月29日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値1,254円に対して50.32%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,224円に対して54.00%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,251円に対して50.68%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,341円に対して40.57%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。</p> <p>また、本公開買付価格1,885円は、本書提出日の前営業日である2024年1月30日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値1,300円に対して45.00%のプレミアムを加えた価格となります。</p>

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者は、2023年10月12日に対象者に対して意向表明書を提出することで、本取引の本格的な検討を開始したい旨の意向を伝えるとともに、本取引の提案に至った背景及び本取引の意義・目的について初期的な説明を行い、対象者と本取引に向けた具体的な協議・検討を開始いたしました。その後、公開買付者は、本取引の実現可能性の精査のために対象者について法務及び財務・税務デュー・ディリジェンスを2023年11月中旬から同年12月中旬まで実施するとともに、並行して、対象者との間で、本公開買付価格についての協議・検討を続けてまいりました。</p> <p>具体的には、公開買付者は、2023年12月25日、対象者に対して2023年11月中旬から同年12月中旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者の損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書の財務情報及び提案実施日の前営業日の対象者株式の終値を基準とした同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム率等を総合的に勘案し、本公開買付価格を1,570円(提案実施日の前営業日である2023年12月22日の対象者株式の終値1,207円に対して30.07%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,260円に対して24.60%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,291円に対して21.61%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,386円に対して13.28%のプレミアムを加えた価格(第1回提案価格)とする提案を実施いたしました。これに対して、対象者より、2023年12月27日、第1回提案価格は一般株主にとって十分な水準ではなく提案価格を再考するよう要請を受けたことから、公開買付者は、2024年1月9日、提案実施日の前営業日である2024年1月5日の対象者株式の終値1,246円に対して34.03%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,231円に対して35.66%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,262円に対して32.33%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,371円に対して21.81%のプレミアムが付与されていることを確認の上、本公開買付価格を1,670円(第2回提案価格)とする提案を実施いたしました。これに対して、対象者より、2024年1月11日、第2回提案価格は依然として一般株主にとって十分な水準ではなく提案価格を再考するよう要請を受けたことから、公開買付者は、2024年1月17日、提案実施日の前営業日である2024年1月16日の対象者株式の終値1,217円に対して43.80%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,221円に対して43.33%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,255円に対して39.44%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,361円に対して28.58%のプレミアムが付与されていることを確認の上、本公開買付価格を1,750円(第3回提案価格)とする提案を実施いたしました。これに対して、対象者より、2024年1月18日、第3回提案価格は依然として少数株主にとって十分な水準ではなく提案価格を再考するよう要請を受けたことから、公開買付者は、2024年1月22日、提案実施日の前営業日である2024年1月19日の対象者株式の終値1,198円に対して56.93%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,217円に対して54.48%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,252円に対して50.16%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,356円に対して38.64%のプレミアムが付与されていることを確認の上、本公開買付価格を1,880円(第4回提案価格)とする提案を実施いたしました。これに対して、対象者より、2024年1月23日、少数株主の利益に最大限配慮する観点から、第4回提案価格から更なる引上げの要請を受けたことから、公開買付者は、2024年1月25日、提案実施日の前営業日である2024年1月24日の対象者株式の終値1,219円に対して54.63%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,217円に対して54.89%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,251円に対して50.68%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,349円に対して39.73%のプレミアムが付与されていることを確認の上、本公開買付価格を1,885円とする最終提案を実施いたしました。これに対して、公開買付者は、2024年1月29日、対象者より、当該提案を承諾し、本公開買付価格を1,885円とすることに合意するとの回答を受領いたしました。</p> <p>以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2024年1月30日付で会社法第370条及び公開買付者定款第26条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、本公開買付価格を1,885円とすることを決議いたしました。</p>
-------	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	1,591,390(株)	818,700(株)	- (株)
合計	1,591,390(株)	818,700(株)	- (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(818,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(818,700株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していないため、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある対象者株式の最大数(1,591,390株)を記載しております。当該最大数は、対象者第3四半期決算短信に記載された2023年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(2,338,001株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(19,911株)及び公開買付者が所有する対象者株式数(726,700株)を控除した株式数です。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買取することがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	15,913
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2024年1月31日現在)(個)(d)	7,267
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年1月31日現在)(個)(g)	525
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2023年9月30日現在)(個)(j)	23,013
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	68.65
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(1,591,390株)に係る議決権の数です。
- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年1月31日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2023年9月30日現在)(個)(g)」を分子に加算しておりません。公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2023年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2023年11月13日に提出した第74期第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第3四半期決算短信に記載された2023年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(2,338,001株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(19,911株)を控除した株式数(2,318,090株)に係る議決権の数(23,180個)を分母として計算しております。
- (注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)

オンライントレード(<https://trade.smbcnikko.co.jp/>)(以下「日興イーजीトレード」といいます。)による応募株主等は、日興イーजीトレードログイン後、画面より「日興イーजीトレード 公開買付け取引規程」を確認のうえ所要事項を入力し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください。なお、日興イーजीトレードによる応募の受付には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)における日興イーजीトレードのご利用申込みが必要です。

応募に際しては、応募株主口座に応募株券等が記録されている必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を通じた応募の受付は行われません。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります(注1)。口座を開設される場合には、本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知(注2)を行っていただく必要があります。

外国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注2)をご提出いただく必要があります。なお、日興イーजीトレードにおいては、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注3)の適用対象となります。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等(対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。)については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 口座開設に際し、個人株主は原則としてご印鑑が不要です。未成年、成年後見人制度をご利用の個人株主や、法人株主等が口座を開設される場合はご印鑑が必要です。また、既に開設されている応募株主口座のご登録内容の変更をされる場合等には、ご印鑑が必要となる場合があります。

(注2) 本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知について
公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座を開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要になります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないもの(通知カードは除く。)は6ヶ月以内に作成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

<個人>

A. 番号確認書類 (いずれか1点)	個人番号カード(両面)(1)	
	通知カード	
	住民票の写し(個人番号あり)(2)	
B. 本人確認書類 (写真あり1点又は写真なし2点)	写真あり	運転免許証(運転経歴証明書)(3)
		在留カード
		特別永住者証明書
		パスポート(4)
		各種福祉手帳
	写真なし	各種健康保険証(3)
		公務員共済組合の組合員証(3)
		国民年金手帳
		印鑑証明書
		住民票の写し(2)

<法人>

A. 本人確認書類 (いずれか1点)	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B. 番号確認書類 (いずれか1点)	法人番号指定通知書
	法人番号情報(5)
C. 口座開設取引担当者(代表者等)個人の本人確認書類 (いずれか1点)	運転免許証(3)
	個人番号カード(表)
	各種健康保険証(3)
	公務員共済組合の組合員証(3)
	パスポート(6)

- (1) 番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。
- (2) 発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。
- (3) 裏面に住所が記載されている場合は、裏面まで必要となります。
- (4) 住所、氏名、生年月日の確認ができる各ページが必要となります。なお、2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、ご利用できません。
- (5) 法人番号情報は、国税庁HPの「法人番号公表サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。
- (6) 2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、別途、現住所が記載されている「本人確認書類1点」又は「納税証明書等の補完書類1点」の写しをご提出いただく必要があります。

< 外国人株主等 >

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

- (注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)

なお、日興イーजीトレードにおいて応募された契約の解除は、日興イーजीトレードログイン後、画面に記載される方法に従い、公開買付期間の末日の15時30分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
(その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	2,999,770,150
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	144,000,000
その他(円)(c)	5,500,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	3,149,270,150

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(1,591,390株)に、本公開買付価格(1,885円)を乗じた金額です

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	636,390
計(a)	636,390

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	-	-	-	-
	-	-	-	-
計				-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	銀行	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) 弁済期: 2024年12月 金利: 銀行の定める基準金利にスプレッドを加算した利率 担保: なし	2,999,770
計(b)				2,999,770

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三井住友銀行から、2,999,770千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2024年1月30日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定です。

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

3,636,160千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

2024年3月21日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イージートレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(818,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(818,700株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに前記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	概要
1919年10月	総合商社鈴木商店の子会社として太陽曹達設立(後の太陽鋳工株式会社)
1927年4月	鈴木商店破綻
1939年9月	太陽曹達から太陽産業株式会社へ社名変更
1943年4月	日本金属化学設立 レアアース製品製造開始
1949年3月	企業再建整備法により太陽産業株式会社を解散、太陽鋳工株式会社を設立
1970年8月	新日本金属化学細江工場(後の細江工場)を新設
1989年	福井新素材(後の福井工場)を設立
2000年10月	福井工場稼働開始
2004年10月	新日本金属化学・福井新素材を吸収合併
2011年6月	スポーツ事業部 博多金の隈ゴルフヒルズ開業
2015年2月	太陽光発電 苺藻発電所操業開始
2019年3月	創業100周年、太陽鋳工設立70周年

【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

- 1 非鉄金属鋳業
- 2 非鉄金属製錬・精製業
- 3 合金鉄製造業、輸出入及び販売業
- 4 無機化学工業製品製造業、輸出入及び販売業(毒物、劇物を含む)
- 5 産業廃棄物処理業
- 6 採石業
- 7 土地造成業
- 8 不動産の売買及びその仲介並びに賃貸業
- 9 育林業
- 10 スポーツ施設提供業
- 11 発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業
- 12 前各号に附帯する一切の業務

(事業の内容)

鉄鋼用合金鉄、化学工業用薬品、希土類等の製造販売

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2024年1月31日現在

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
200,000,000	4,000,000

【大株主】

2024年1月31日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
太陽鋳工株式会社従業員持株会	神戸市中央区磯辺通一丁目1番39号	561	14.04
太陽林産株式会社	神戸市中央区磯辺通一丁目1番39号	469	11.74
鈴木 一誠	神戸市垂水区塩屋町	255	6.38
高畑 新一	兵庫県芦屋市精道町	207	5.19
株式会社コージ	兵庫県芦屋市浜芦屋町10-21	200	5.00
東邦金属株式会社	大阪市中央区備後町二丁目4番9号	196	4.91
鈴木 一史	神戸市東灘区住吉本町	194	4.85
小野 浩昭	兵庫県赤穂市北野中	129	3.24
柳田 美鈴	兵庫県赤穂市元塩町	101	2.52
柳田 祥三	兵庫県川西市鶯台	95	2.38
計	-	2,411	60.29

【役員の職歴及び所有株式の数】

2024年1月31日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役 会長	-	鈴木 一誠	1946年7月 26日生	1969年4月 公開買付者入社 1977年6月 公開買付者取締役 1987年6月 公開買付者常務取締役 1989年4月 公開買付者代表取締役副社長 1991年6月 公開買付者代表取締役社長 1992年6月 日本精化株式会社取締役 1995年1月 太陽ビルディング株式会社 代表取締役社長(現任) 1999年6月 太陽林産株式会社代表取締 役社長(現任) 2018年6月 公開買付者代表取締役会長 2023年6月 公開買付者取締役会長 (現任)	255
代表取締役 社長	-	鈴木 一史	1976年2月 11日生	1998年4月 日商岩井株式会社(現双日 株式会社)入社 2013年10月 公開買付者入社、開発部部 長 2014年6月 公開買付者取締役開発部長 2015年6月 公開買付者常務取締役営業 部長兼東京支店長兼開発部 長、対象者取締役(現任) 2017年6月 公開買付者取締役副社長 2018年6月 公開買付者代表取締役社長 (現任) 2019年3月 株式会社ニチリン取締役 (現任) 2019年11月 泰和株式会社取締役 (現任) 2020年11月 国際有機ハイドライド株式 会社代表取締役社長(現任) 日本精化株式会社監査役 (現任) 2021年6月	194
代表取締役 専務	業務統括	小野 浩昭	1960年3月 18日生	1982年4月 公開買付者入社 2009年6月 公開買付者取締役営業部長 兼東京支店長 2011年6月 公開買付者代表取締役常務 2013年6月 日本精化株式会社監査役 2015年6月 公開買付者代表取締役専務 (現任) 2015年8月 鈴木薄荷株式会社取締役 (現任) 2020年11月 国際有機ハイドライド株式 会社取締役(現任)	129
取締役	経理部長	萬 伊佐生	1963年8月 20日生	1990年4月 公開買付者入社 2014年7月 公開買付者経理部長 2015年6月 公開買付者取締役経理部長 (現任)	42
取締役	赤穂工場 長兼福井 工場長	鞠 信弘	1966年1月 26日生	1984年4月 公開買付者入社 2014年10月 スポーツ事業部部長 2021年6月 公開買付者取締役スポーツ 事業部長 2023年7月 公開買付者取締役赤穂工場 長兼福井工場長(現任)	44
取締役	営業部長	渡邊 眞一	1970年11月 26日生	1993年4月 公開買付者入社 2021年7月 公開買付者営業部長 2023年6月 公開買付者取締役営業部長 (現任)	29

取締役	-	高畑 新一	1969年12月 3日生	2013年8月 2015年8月 2017年6月 2019年8月 2021年3月	鈴木薄荷株式会社取締役総務部長 鈴木薄荷株式会社常務取締役 公開買付者取締役(現任) 鈴木薄荷株式会社代表取締役社長(現任) 株式会社ニチリン監査役(現任)	207
監査役	-	木村 敏文	1952年12月 9日生	1975年4月 2001年7月 2006年5月 2007年6月 2013年4月 2013年8月 2015年6月 2018年6月	公開買付者入社 公開買付者経理部部长 太陽ビルディング株式会社監査役(現任) 公開買付者取締役総務部長兼経理部長 公開買付者取締役福井工場長 鈴木薄荷株式会社監査役(現任) 公開買付者監査役(現任) 太陽林産株式会社監査役(現任)	12
計						915

(2) 【経理の状況】

公開買付者の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。)に基づいて作成しております。

なお、公開買付者の財務諸表は、監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

【貸借対照表】

2023年3月31日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,292,068	流動負債	8,127,973
現金及び預金	3,079,971	支払手形	45,123
受取手形	42,311	電子記録債務	381,829
電子記録債権	2,585,027	買掛金	1,565,297
売掛金	6,013,320	短期借入金	3,868,000
商品	87,297	一年以内返済予定長期借入金	706,662
製品	2,459,954	未払法人税等	800,000
仕掛品	2,008,528	未払消費税等	328,434
原材料	5,377,862	その他の流動負債	432,626
貯蔵品	106,989		
その他の流動資産	628,328		
貸倒引当金	97,525		
固定資産	5,952,992	固定負債	1,817,541
有形固定資産	3,106,198	長期借入金	926,541
建物	706,839	退職給付引当金	891,000
建物付属設備	68,497		
構築物	369,339		
機械装置	415,213		
車輛運搬具	19,812		
工具	0		
器具備品	121,745		
土地	1,350,736		
建設仮勘定	54,013		
無形固定資産	174,463		
借地権	37,750		
電信電話加入権	3,073		
ソフトウェア	133,640		
投資その他資産	2,672,330		
投資有価証券	1,709,710		
関係会社株式	543,820		
長期貸付金	228,112		
その他の投資	193,160		
貸倒引当金	2,474		
繰延資産	378		
		負債合計	9,945,514
		(純資産の部)	
		資本金	200,000
		資本剰余金	20,203
		資本準備金	20,203
		利益剰余金	18,079,721
		利益準備金	50,000
		その他利益剰余金	18,029,721
		別途積立金	5,000,000
		繰越利益剰余金	13,029,721
		純資産合計	18,299,924
資産合計	28,245,439	負債及び純資産合計	28,245,439

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 9,167,584千円

【損益計算書】

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		29,455,581
売上原価		24,789,483
売上総利益		4,666,098
販売費及び一般管理費		1,265,220
営業利益		3,400,878
営業外収益		
受取利息	11,286	
受取配当金	618,418	
雑収入	194,466	824,171
営業外費用		
支払利息	20,995	
雑損失	65,367	86,362
經常利益		4,138,687
特別利益		
固定資産譲渡益	923	923
特別損失		
固定資産除却損	1,440	1,440
税引前当期純利益		4,138,171
法人税、住民税及び事業税		1,310,643
当期純利益		2,827,527

【株主資本等変動計算書】

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	200,000	20,203	50,000	5,000,000	10,262,193	15,312,193	15,532,396	15,532,396
当期変動額								
剰余金の配当					60,000	60,000	60,000	60,000
別途積立金の積立								
当期純利益					2,827,527	2,827,527	2,827,527	2,827,527
当期変動額合計					2,767,527	2,767,527	2,767,527	2,767,527
当期末残高	200,000	20,203	50,000	5,000,000	13,029,721	18,079,721	18,299,924	18,299,924

(注記事項)

1. 2023年3月31日現在発行済株式総数 4,000,000株

2. 剰余金の配当

2022年6月24日の定時株主総会において次のとおり決議されました。

配当の総額 60,000,000円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当金 15円

基準日 2022年3月31日

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

該当事項はありません。

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2024年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	7,792 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	7,792	-	-
所有株券等の合計数	7,792	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 特別関係者である対象者は、2023年12月31日現在、対象者株式19,911株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要になった場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2024年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	7,267 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	7,267	-	-
所有株券等の合計数	7,267	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(2024年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	525 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	525	-	-
所有株券等の合計数	525	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 特別関係者である対象者は、2023年12月31日現在、対象者株式19,911株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要になった場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(2024年1月31日現在)

氏名又は名称	太陽ビルディング株式会社
住所又は所在地	神戸市中央区磯辺通1丁目1-39号
職業又は事業の内容	ビルの管理業務
連絡先	連絡者 太陽鋳工株式会社 経理部 次長 渡辺 泰次 連絡場所 神戸市中央区磯辺通一丁目1番39号 電話番号 078(231)3700
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(2024年1月31日現在)

氏名又は名称	泰和株式会社
住所又は所在地	神戸市中央区磯辺通1丁目1-39号
職業又は事業の内容	使用済触媒の抽出、精製業(モリブデン、バナジウム)
連絡先	連絡者 太陽鋳工株式会社 経理部 次長 渡辺 泰次 連絡場所 神戸市中央区磯辺通一丁目1番39号 電話番号 078(231)3700
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(2024年1月31日現在)

氏名又は名称	株式会社ニチリン
住所又は所在地	神戸市中央区江戸町98 - 1
職業又は事業の内容	自動車用各種ホース、住宅関連ホース、同部品等の製造販売
連絡先	連絡者 太陽鋳工株式会社 経理部 次長 渡辺 泰次 連絡場所 神戸市中央区磯辺通一丁目1番39号 電話番号 078(231)3700
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(2024年1月31日現在)

氏名又は名称	小樋 誠二
住所又は所在地	大阪市中央区備後町2 - 4 - 9 日本精化ビル2階(対象者所在地)
職業又は事業の内容	東邦金属株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 東邦金属株式会社 代表取締役社長 小樋 誠二 連絡場所 大阪市中央区備後町2 - 4 - 9 日本精化ビル2階 電話番号 06 - 6202 - 3376
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(2024年1月31日現在)

氏名又は名称	藤原 一信
住所又は所在地	大阪市中央区備後町2 - 4 - 9 日本精化ビル2階(対象者所在地)
職業又は事業の内容	東邦金属株式会社 専務取締役
連絡先	連絡者 東邦金属株式会社 代表取締役社長 小樋 誠二 連絡場所 大阪市中央区備後町2 - 4 - 9 日本精化ビル2階 電話番号 06 - 6202 - 3376
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(2024年1月31日現在)

氏名又は名称	岩隈 和夫
住所又は所在地	大阪市中央区備後町2 - 4 - 9 日本精化ビル2階(対象者所在地)
職業又は事業の内容	東邦金属株式会社 取締役
連絡先	連絡者 東邦金属株式会社 代表取締役社長 小樋 誠二 連絡場所 大阪市中央区備後町2 - 4 - 9 日本精化ビル2階 電話番号 06 - 6202 - 3376
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

太陽ビルディング株式会社

(2024年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	100 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	100	-	-
所有株券等の合計数	100	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

泰和株式会社

(2024年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	30 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	30	-	-
所有株券等の合計数	30	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

株式会社ニチリン

(2024年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	288 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	288	-	-
所有株券等の合計数	288	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

小樋 誠二

(2024年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	47 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	47	-	-
所有株券等の合計数	47	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会を通じて所有する対象者株式403株に係る議決権の数4個が含まれております。

藤原 一信

(2024年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	35 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	35	-	-
所有株券等の合計数	35	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会を通じて所有する対象者株式372株に係る議決権の数3個が含まれております。

岩隈 和夫

(2024年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	25 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	25	-	-
所有株券等の合計数	25	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会を通じて所有する対象者株式163株に係る議決権の数1個が含まれております。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引の有無及び内容

期別	第72期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第73期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第74期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
製品及び商品の販売 (千円)	20,014	23,144	46,792
原材料の購入 (千円)	60,944	131,455	169,195
配当金の受領 (千円)	2,948	2,948	2,948
その他営業外取引 (千円)	539	-	-

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引の有無及び内容

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

本公開買付けへの賛同の意見表明

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2024年1月30日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2 【株価の状況】

金融商品取引所 名又は認可金融 商品取引業協会 名	東京証券取引所 スタンダード市場						
	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月	2024年 1月
最高株価(円)	1,544	1,554	1,544	1,470	1,352	1,384	1,300
最低株価(円)	1,382	1,418	1,444	1,168	1,230	1,163	1,191

(注) 2024年1月については、1月30日までの株価です。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数(単位)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第72期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月28日 近畿財務局長に提出

事業年度 第73期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月27日 近畿財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第74期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月13日 近畿財務局長に提出

事業年度 第74期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) 2024年2月13日 近畿財務局長に提出予定

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

東邦金属株式会社

(大阪市中央区備後町二丁目4番9号 日本精化ビル2階)

東邦金属株式会社 東京支店

(東京都港区新橋五丁目28番7号 新橋安達ビル3階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「2024年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」の公表

対象者は、2024年1月30日付で「2024年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」を公表しています。当該公表に基づく概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況

会計期間	2024年3月期第3四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
売上高	3,575百万円
売上原価	3,068百万円
販売費及び一般管理費	398百万円
営業外収益	35百万円
営業外費用	10百万円
四半期純利益	106百万円

1株当たりの状況

会計期間	2024年3月期第3四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
1株当たりの四半期純利益	45.99円
1株当たりの配当金	- 円

(2) 「特別損失計上に伴う通期業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、2024年1月30日付で公表した「特別損失計上に伴う通期業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、2024年1月30日付で、2024年3月期の通期業績予想を修正しております。当該公表に基づく対象者の2024年3月期の業績予想の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者は、その正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際に検証も行っておりません。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

2024年3月期通期個別業績予想数値の修正(2023年4月1日～2024年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想(A)	百万円 5,000	百万円 150	百万円 170	百万円 150	円 銭 64.70
今回修正予想(B)	5,000	150	170	10	4.31
増減額(B - A)	0	0	0	140	
増減率(%)	0.0	0.0	0.0	93.3	
(ご参考)前期実績 (2023年3月期)	4,871	252	282	302	130.46